

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人 下諏訪町社会福祉協議会

I 基本方針

近年、物価高騰の影響を受け、顕在化している生活不安、生活困窮や孤立・孤独などの問題は、更に深刻な状況となっています。また、少子高齢化や人口減少の本格化によって、あらゆる分野での地域社会の担い手の減少や地域のつながりの希薄化などが、社会全体の大きな課題として浮彫になっています。

このような状況において、町は本年度から『地域福祉計画』の基本理念を「みんなで手をつなぎあって 安心して住みつづけられるまち しもすわ」として定め、基本目標「地域を担う人づくり」「地域社会を支えるネットワークづくり」「安心して地域で暮らせる環境づくり」の3つを掲げました。当社協としましても、本年度からはこの基本目標ごとに計画を策定し、事業を展開していくことといたしました。

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことが出来る「地域共生社会」の実現に向けて、様々な事業の推進を継続してまいります。また、近年発生が想定されている大規模な災害に備え地域、社協、ボランティア、行政、関係機関等が連携して迅速かつ的確な救援活動に取り組むためには、平時から地域や行政との連絡体制の整備などが極めて重要となります。地域や行政との緊密な連携、災害ボランティアセンター運営体制の整備を行い、災害に強いまちづくりへの取組を強化します。

当社協では『さりげなく、ともに生きる！！「おもいやりの町、しもすわ」をめざして』をスローガンに掲げ、行政との連携強化及び住民主体の地域福祉の推進を図るとともに、地域に貢献するために設置されている法人であるという責務を果たしながら以下の事業に取り組んでまいります。

II 事業計画

法人運営

1. 法人運営事業

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 評議員選任・解任委員会
- (4) 正副会長常務理事会

- (5) 決算監査
- (6) 上半期監査（中間監査）

2. 法人基盤の整備・強化

- (1) 経営基盤の強化、経営の透明性の確保
- (2) 自主財源の確保
- (3) 適切なサービス提供に向けた人材確保等職員体制の確立
- (4) 役員・職員各種研修による資質の向上

3. 広報紙「社協だより」の発行やホームページ、SNSの活用

社協だよりの発行（年12回）やホームページ、SNSを活用して、社協活動や福祉についての広報を行います。

4. 長野県社会福祉協議会及び諏訪ブロック社会福祉協議会との連携・協力

諏訪郡社会福祉大会の共催や長野県社会福祉大会、諏訪ブロック社協事業等への参加、協力を通じて、連携強化を図ります。

5. 下諏訪町老人福祉センターの管理・運営事業

高齢者の生きがいづくり、介護予防の拠点として、多くの住民の方々に親しめる施設としての運営・管理を行います。

6. 民生児童福祉委員との連携

社協と民生児童福祉委員は、地域福祉を推進するうえで連携・協働の重要なパートナーとなっています。

7. 当会キャラクター「オルニコットちゃん」の活用

社協事業の周知・理解を深めてもらうことを目的に、オルニコットちゃんが三角八丁等イベントに参加するなど、積極的に活用していきます。



下諏訪町地域福祉計画
基本目標 1

地域を担う人づくり

- 福祉意識を育み福祉教育の充実
- 福祉を支える人材の育成

「下諏訪町地域福祉計画」では、“地域を担う人づくり”として、福祉に関する意識づくり、参加する機会づくりや、地域福祉の担い手の発掘や育成等の必要性が挙げられています。

当社協では、従来からボランティア活動への支援や健康や福祉に関する講座の実施等を通じて、地域の担い手となる方々と知り合い、ともに地域福祉を推進してまいりました。また、学校で実施される福祉体験学習等への協力をしながら、福祉教育の推進にも努めてまいりました。さらに一層、住民や自治会、ボランティア、民生児童福祉委員等の皆様と協力し、地域性に合わせた取組を推進していきます。

1. 社協会費の募集

社協活動に関する目的や内容の周知に努め、会費の募集を通じて、住民一人ひとりが福祉に関心を寄せるための機会とします。

「募集金額」 ・ 普通会費 1世帯 1,000円 ・ 特別会費 事業所 10,000円

2. 赤い羽根共同募金運動の推進

赤い羽根共同募金は、社会福祉法にもとづき、地域福祉の推進を図ることを目的とした募金です。長野県共同募金会下諏訪町支会として、募金活動を実施します。

(1) 世帯及び事業所からの募金の推進

10月1日～12月31日までを実施期間として、戸別募金及び事業所募金を実施します。

(2) 安心・安全なまちづくり活動支援公募配分の促進

長野県共同募金会が実施する、地域防災を支援することを目的とした公募配分を周知・促進します。

(3) 災害援護金配分の交付

火災等により人命や住家屋に対する被害が生じた被災者に対して、災害見舞金を交付します。

(4) 豪雨災害・地震災害等義援金への協力

災害が発生した時に義援金を募集して、被災地の共同募金会に送ります。

3. ボランティア活動の推進に関する事業

(1) ボランティアグループ及び個人ボランティアの育成、啓発活動の推進

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動に関する講座の開催や相談等を行い、活動を支援します。

(2) ボランティア活動推進会議

社協に登録されているボランティアと定期的な会議を行い、イベントや講座を企画、実施します。

(3) 夏のボランティア体験「サマーちゃれんじ」

夏休みの期間を活用し、児童、生徒などを対象にしたボランティア活動の体験を、町内福祉施設や団体等にご協力をいただき実施します。

(4) ボランティア活動保険等の加入促進

ボランティアを安心して行っていただけるよう、ボランティア活動保険や行事用保険等の周知を行い、加入促進に努めます。

4. 地域介護予防活動支援事業

(1) 直子のワンポイント体操

レクリエーションインストラクターを講師に、自宅でもできる介護予防体操を教わります。

(2) 自主的介護予防事業「毎日元気塾」(カラオケ体操)

通信カラオケ機器を活用して、定期的に介護予防体操プログラムを流し、自主的な体操の機会を提供します。

5. 福祉教育の推進に関する事業

(1) 社会福祉普及校指定事業

町内の小・中・高・支援学校の実施する福祉学習の活動に助成金の交付を行うほか、各校で実施される福祉体験学習などの支援を行います。また、連絡会等の開催を通じて、福祉教育の推進を図ります。

(2) 福祉用具及び太鼓等貸与事業

車椅子や高齢者疑似体験キットなど、福祉体験に必要な用具の貸し出しを行います。

6. 認知症普及啓発・人材育成に関する事業

(1) 認知症地域支援推進員の配置

地域での認知症支援を推進する役割を担い、専門職や社会資源と協力、活用しながら、地域における認知症の正しい理解の普及啓発や、研修会の企画等を行います。

(2) 認知症理解のための啓発冊子の活用・ワークショップ

町内の認知症の人を支える専門職で作成した啓発冊子を活用し、住民や学生を対象としたワークショップを実施します。

(3) 専門職を対象とした認知症対応力向上研修

認知症介護の現場におけるサービスの質の向上を目指し、町内の福祉施設等を対象とした研修会を実施します。

(4) 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成講座を実施します。

(5) 認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーターを対象に、認知症の知識をさらに深めていく講座を実施します。

(6) キャラバンメイトフォローアップ講座

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトとの情報交換や研修会等を実施します。

7. 補助金や助成金の交付に関する事業

町内のボランティア活動団体や社会福祉活動団体に補助金及び助成金を交付し、活動の活性化を図ります。

下諏訪町地域福祉計画 基本目標 2

地域社会を支えるネットワークづくり

- 住民協働による地域活動の推進
- 多様な連携体制の整備

「下諏訪町地域福祉計画」では、「地域社会を支えるネットワークづくり」として、地域課題の解決に向けた取り組みの推進や関係機関の連携、福祉活動を「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、暮らしに安心感を生み出す仕組みづくりを進めることが挙げられています。

当社協では、生きがいづくりや多世代交流、当事者同士の交流等を目的とした、集いの場づくりや、医療や福祉分野をはじめとする様々な専門職が集まり、地域課題を検討する会議の開催など、協働による地域福祉活動の推進に努めていきます。

1. 介護予防、生きがい活動、多世代交流に関する事業

(1) 介護予防普及啓発事業

ア 外部事業者委託による通所型・訪問型の介護予防事業

町内外の専門事業者と協力して、通所や訪問による介護予防の実践ができる教室等を開催します。

イ 「楽楽ウォッチ(無線通信活動量計)」を活用した介護予防事業の実施
気軽に実践できる介護予防活動として、楽楽ウォッチの普及に努めます。楽楽スポットの増設の検討や、YouTube 社協公式チャンネル「オルニコットちゃんねる」を活用して、活動を後押しする動画を配信します。

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等による、通所、訪問、会議、通いの場等への関与を促進します。

(3) けんこう男塾

男性限定の健康教室を、男性に合わせた内容で実施します。

(4) ふれあい・いきいきサロン事業

地域のボランティアが中心となって、高齢者等のとじこもり予防や生きがい活動、仲間づくりの場を開催します。

(5) みにみに・でいさーびす事業

75才以上の独り暮らしや高齢者二人世帯等で、介護保険未申請の方を対象に、会食会やレクリエーション、バスハイクなどを実施します。

(6) にこにこ談笑会事業

身近な公会所・公民館を単位として、地元の仲間と集い、語り合える場として実施します。

(7) おしゃべり喫茶（認知症カフェ）

認知症の方やご家族の方が、ゆっくりお茶を飲みながら語り合う場所を実施します。

(8) わくわくハンドメイド講座

子どもから高齢者、障がいのある人など、様々な人達が、簡単な工作を一緒にしながら交流をします。

(9) コミュニティスペースにこっとの利用促進

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集まり、活動の場として開設しています。活動の立ち上げ等、生活支援コーディネーターが支援します。

2. 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援コーディネーターの配置

地域のニーズと社会資源の把握に努め、資源の見える化やネットワーク作り、生活支援の担い手養成等を行います。

(2) 生活支援体制整備推進協議体

地域団体や福祉専門職で構成する協議体を開催し、地域のニーズや社会資源、課題解決に向けた仕組みづくりなどを話し合います。

(3) ご近所の輪事業

身の回りの「ちょっとした困りごと」を“してほしい人”と“協力できる人”をマッチングして、つなげます。

(4) 地域支え合い活動支援事業助成事業

集いの場や生活支援活動を実施する団体の立ち上げや運営を、生活支援コーディネーターが支援し、必要に応じて助成を行います。

3. 家族介護者交流事業

在宅で介護しているご家族が、旅行等を通じてリフレッシュをし、介護者同士で悩みを語り合ったり、情報交換をする交流会を実施します。

4. 男性介護者のつどい事業

男性介護者同士で悩みなどを話せるよう、男性限定の交流会を実施します。

5. 連携体制の整備に関する事業

(1) 包括的継続的ケアマネジメント事業

高齢者への包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、介護支援専門員をはじめとした地域の多様な関係機関と連携体制を構築します。

(2) ケアマネジメント研究会

介護支援専門員が資質向上やネットワークづくりを目的として、自主的に実施されている会議の支援を行います。

(3) 地域個別ケア会議

高齢者やそのご家族等が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、医療・介護・福祉などの多職種が連携して支援方針を検討します。

安心して地域で暮らせる環境づくり

下諏訪町地域福祉計画 基本目標 3

- 情報提供・情報体制の充実
- 様々な困りごとを支援する体制の充実
- 安全・安心な生活の継続

「下諏訪町地域福祉計画」では、“安心して地域で暮らせる環境づくり”として、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みの構築、緊急時や災害時の見守り体制の充実などの環境づくりの推進が挙げられています。

当社協では、受託している下諏訪町地域包括支援センターの事業を軸として、属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止めていく体制を強化していきます。また、多様な福祉事業を実施していることを強みとし、様々な角度から地域課題の把握をして、柔軟に活動を進めます。

1. 包括的支援事業の実施

(1) 総合相談支援業務

高齢者やその家族の介護、健康、福祉サービスに関する相談を受け、必要に応じて他機関への橋渡し等を行います。

(2) 権利擁護業務

高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の紹介や虐待防止、消費者被害への対応を行います。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

介護が必要になることを予防するプランを作成し、介護予防教室などを提案します。

2. 基幹型在宅介護支援センター事業（シルバーネット訪問）

町内に2つある、地域型在宅介護支援センターのサポート・連絡調整を行うとともに、訪問活動を通じて、在宅介護等に関する相談・助言等を行い、必要な相談機関へ繋がります。

3. 認知症初期集中支援事業

認知症の専門医や医療職、福祉職で構成された認知症初期集中支援チームが、認知症の疑いがあるものの、適切な医療や介護サービスに繋がっていない場合や、症状が強く対応に困っている場合に訪問を行い、必要な医療・介護サービスの情報提供や説明を行い、支援します。

4. 生活お役立ちサイト“にこっとぐらしナビしもすわ”の運営

高齢者等の生活を支える「通いの場」や「交流の場」、生活支援サービスなどの情報を集約・掲載するサイトを運営、情報の充実に努めます。

5. 参加支援事業

(1) 社会参加の場づくり及びマッチングの実施

狭間のニーズを抱えた当事者に対して、ボランティアや事業所等と協力して、社会参加の機会を提供します。

(2) 食料支援に関する事業

年間を通じて食料寄付の受付を行い、関係機関と協力して、食料援助が必要な状態である家庭に支援を行います。

6. にこっとサポート事業（信州パーソナルサポート事業）

不登校やひきこもり傾向があり、学習や社会参加の機会が乏しい子どもに、学習や生活の支援を行います。

7. 有償生活応援サービス事業

公的福祉サービスの補完を目的に、家事支援や金銭管理等の支援を行います。

8. 移動及び買い物支援等に関する事業

(1) 買い物ばす事業

買い物場所までの移動手段の手助けが必要な方に、商業施設までの送迎をします。

(2) 湯めぐりばす事業

町内の公衆浴場を巡るバスを運行します。

(3) お墓まいりばす事業

交通手段及び身体状況などの事情で、お一人ではお墓参りに行くことが大変な方の送迎お手伝いします。

(4) 高齢者応援カードによる買い物配達サービス事業

「ふれあいカード笑顔くん」協賛店舗で買い物した荷物を、ご自宅に配達します。

(5) 福祉有償運送サービス事業

車椅子利用者等で、バスやタクシー等の交通機関を利用することが困難な方の外出を支援します。

(6) 福祉車両有償貸渡サービス事業

車椅子移送車の貸し出しを行います。

9. ひとり親家庭の支援に関する事業

(1) ひとり親家庭応援事業

ひとり親家庭に対して、夏休み、冬休みなどの長期休みを利用した交流事業を実施します。

(2) ひとり親家庭児童の激励事業

小学校入学者のいるひとり親家庭に対し、記念品を進呈して激励を行います。

10. 災害ボランティア活動推進事業

(1) 災害ボランティアの事前登録の推進

災害ボランティアの事前登録を推進し、有事の際に速やかに活動できるように備えます。

(2) 災害ボランティアバスパック

主に近隣県で災害ボランティアセンターが立ち上がった際、町内の災害ボランティア希望者と支援に行くバスパックを実施します。

(3) 災害ボランティアセンターの設置訓練

どの職員でも災害ボランティアセンターの立ち上げができるように、設置訓練及び勉強会を行います。

(4) 地区単位での組織化の推進

災害時、ボランティアに依頼したいことの取りまとめや土地勘のないボ

ランティアの道案内等をする団体の、地区単位での組織化を推進します。

(5) 災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し

定期的にマニュアルの見直しを行い、有事に備えます。

(6) 災害時応援協定による連携

災害時、迅速な対応ができるよう、諏訪ブロック及び長野県内の社会福祉協議会における相互応援協定や諏訪圏青年会議所との応援協定に基づき、連携を図ります。

1 1. 結婚相談事業

結婚相談所を定期的に開所し、相談員が結婚を支援します。「ながの結婚マッチングシステム」を活用し、広域的な出会いの機会を提供します。

1 2. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない方に、福祉サービスを利用する際の援助を行います。また、状況に応じて、日常的な金銭管理や書類等の預かりサービスを行います。

1 3. 福祉資金貸付事業

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方々に、必要な資金の貸し付けを行います。貸し付けを通じて、世帯の経済的な自立を促進し、安定した生活を送ることができるようサポートします。

1 4. まいさぼ出張所業務の実施

生活や就労等でお困りの方の相談を、専門機関“生活就労支援センター まいさぼ”に繋がります。

1 5. 通所入浴（介助入浴）サービス事業

デイサービスや家庭浴・銭湯での入浴が困難な方に介助浴の提供を行います。

1 6. 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業所

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護・要支援の認定を受けた方にサービス計画書を作成します。ご本人やご家族、サービス提供事業者、医療機関、行政等と連携し住み慣れた自宅で自立した日常生活が送れるように支援します。介護者がつながる、ほっとする場「茶話会」を開催し、介護者支援を行います。

(2) 訪問介護事業所

訪問介護員（ホームヘルパー）が、ケアマネジャーのサービス計画に基づいて、身体介護や生活援助などのサービスの提供を行います。

(3) 在宅高齢者サポート事業（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むために援助が必要な高齢者等に身体介護、生活援助サービスを提供します。また、要介護、要支援と認定された高齢者でも、介護保険でのサービス量が不足し、特に必要と認められる場合には、同様のサービスを提供します。

17. 障害福祉サービス事業

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス

ア 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

相談支援専門員が障がいのある方に、サービス等利用計画書を作成します。ご本人やご家族、サービス提供事業者、医療機関、行政と連携し、住み慣れた自宅で、自立した日常生活が送れるよう支援します。

イ 居宅介護・重度訪問介護事業所

訪問介護員が、相談支援専門員のサービス等利用計画書に基づいて、身体介護や生活援助等のサービスを提供します。

ウ 同行援護事業所

視覚に障がいのある方の外出時において、移動に必要な情報の提供、移動の援護を行います。

(2) その他の障害福祉サービス

ア 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行います。